

窓口収納ご利用規定

第1条 サービスの概要

売掛代金等の収納をご希望する申込者（以下「委託者」という）との契約に基づき、顧客（以下「支払人」という）が委託者制定の用紙で代金収納を行うサービスです。

第2条 委託事務および取扱店の指定

委託者は、当行に対し当行の取りまとめ店を指定して、次条以下に定める方法により、当行の本支店および出張所（以下「本支店等」という）における代金等の窓口収納事務の取扱を委託します。

第3条 取扱の対象

当行が受託して取扱う窓口収納事務の対象は、委託者制定の収納用紙を提示し、その収納を依頼されたものの限りとします。

第4条 口座への入金

当行は、収納日の2営業日後の午前中までに委託者宛の収納資金を、当行の本支店に開設している預金口座（以下、「資金受入口座」という）に入金します。

第5条 収納用紙の取扱

- 1 当行の本支店等が、代金等の窓口収納の依頼を受けた場合は、委託者制定の収納用紙の各片に収納印を捺印の上、振込金受取書は支払人に返却し、振込依頼書は取扱店または取りまとめ店等にて保管、振込通知書は、当行の取りまとめ店に送付します。
- 2 当行の取りまとめ店は、日々前項の振込通知書を取りまとめ、収納日の所定の日数後委託者に郵送もしくは店頭で交付します。

第6条 受入資金について

収納にあたっては、現金または本人振出小切手（但し、当店券に限る）による受入とします。その場合、小切手については受入当日の収納金に算入します。

第7条 取扱手数料等

- 1 本契約に基づく窓口収納事務の取扱手数料は、原則受取人である委託者の負担とします。
- 2 委託者は、当行に対して、本契約に基づく窓口収納事務の取扱1件あたり本件

申込時に定めた取扱手数料および取扱手数料合計額に係る消費税相当額を当行に支払うものとします。

なお、5万円以上の収納取扱については、委託者は当行に法定の収入印紙代相当額を別途支払います。

- 3 振込通知書郵送に係る郵便費については、委託者は当行に実費を支払うものとします。

第8条 取扱手数料等の支払方法

- 1 当行は、収納資金を委託者の指定する資金受入口座に入金する際、取扱手数料および収入印紙代相当額を差引きます。
- 2 委託者が手数料の引落日を別途定めたとき、当行は委託者の指定する口座から手数料を引き落とします。
- 3 郵便費については、当月発生した料金を月末で締め、翌月20日（休日の場合翌営業日）に委託者の口座から引落すものとします。なお、郵便費および第2項の資金引落しにあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行の所定の方法により取扱います。

- 第9条 機密保持委託者および当行は、本契約に関して業務上知り得た相手方の機密事項および機密情報（以下「機密情報等」という）を他に漏らしてはいけません。また、本契約終了時には、機密情報等を廃棄または返却することとするほか、契約終了後もこの義務については継続するものとします。

第10条 損害負担

委託者および当行は、本契約に関して業務上知り得た相手方の機密事項および機密情報（以下「機密情報等」という）を他に漏らしてはいけません。また、本契約終了時には、機密情報等を廃棄または返却することとするほか、契約終了後もこの義務については継続するものとします。

第11条 反社会的勢力の排除

- 1 委託者および当行が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して情を知って資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 委託者および当行は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 委託者または当行が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、相手方は何ら催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 4 前項により本契約が解除された場合、委託者および当行は、解除を行った当事者に対し解除による損害の賠償（違約金等の支払いを含む。）を一切請求しないものとし、また、当該当事者に生じた解除による損害を賠償するものとします。

第12条 契約の解除

- 1 委託者および当行は、相手方が次の各号いずれかに該当する場合は、当該相手方に対して何らの催告その他の手続きを要せず直ちに本契約の全部または一部を解除のうえ、その損害を請求することができます。この場合、当該解除により以下各号のいずれかに該当した当事者に生じた損害については一切賠償しません。
- (1) 本契約に定める約定に違反したとき。
 - (2) 甲または乙の信用ならびに利益を失墜する行為を行ったとき。
 - (3) 支払停止となったとき、自己が振り出しもしくは引き受けた手形、小切

手が不渡りとなったとき、または金融機関から取引停止の処分を受けたとき。

- (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁からの営業停止または営業登録取消し等の処分を受けたとき。
- (6) 特別清算、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始の申立てがなされ、もしくは自らを申し立てたとき。
- (7) 営業財産の重要部分が第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき、または租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- (8) 資金受入口座が解約されたとき。
- (9) 1年以上にわたって本サービス利用がないとき。
- (10) 前各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第13条 合意管轄裁判所

本契約の権利義務に関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 規定の準用

本契約に定めのない事項については普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座預金規定、振込規定、その他預金関連規定および各種カードローン規定を適用または準用するものとします。

第15条 規定の変更

- 1 本規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には民法548条の4に基づき変更するものとします。
- 2 前項による変更は、変更を行う旨および変更後の各条の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相応の方法で周知するものとします。
- 3 前2項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上